

職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児との両立支援制度の活用を一層容易にし、部分休業の取得形態を拡充するため、所要の規定の整備を行う。

第2 主な改正の内容

(1) 部分休業の取得形態の多様化

ア 現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態（「第1号部分休業」）に加え、1年につき10日を超えない範囲内の形態（「第2号部分休業」）を新たに設けることとし、職員はいずれかの形態を1年単位で取得可能とする（改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の2及び第18条の4関係）。

イ 「第1号部分休業」の取得可能時間帯を拡充し、現行の勤務時間の始め又は終わり以外も取得可能とする（改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条関係）。

(2) 育児に係る両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備

妊娠、出産について申出をした職員に対して、仕事と育児との両立支援制度について情報提供及び意向確認を行い、当該意向に配慮することを規定する（改正後の職員の育児休業等に関する条例第21条の2関係）。

第3 施行期日等

(1) この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(2) 経過措置として、令和8年3月31日までの間における「第2号部分休業」が請求可能な時間を平年の半分の5日相当の時間とする。

岩見沢市条例第18号

職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月16日

岩見沢市長 松野 哲

職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の 給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ。」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認す

ることができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、同条第2項中「会計年度任用職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第21条の2 任命権者は、前条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予測される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一部を」を「全部又は一部について」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。